

令和3年 第3回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和3年 第3回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和3年3月31日 午後3時55分～午後4時28分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男		
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	4 番	成 田 敦 志		
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 美瑛町農業委員会事務局職員の任命について</p> <p>日程第5 報告第2号 公共用地取得について (報告)</p> <p>日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (解除条件付使用貸借)</p> <p>日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画 (案) について (令和3年4月5日公告予定分)</p> <p>日程第9 議案第4号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について</p>			
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 山 口 祐 弥 主事補 佐藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 ただいまから、令和3年第3回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、4番成田委員から欠席の届出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さんご苦労さまです。3月に入りまして、ここ数日非常に暖かい日が続いております。今年は雪の多い年だと、そんな話をしていただけですが、一気に雪が解けまして、もう麦の施肥をしている人がいるということをございます。

この後、4月に入ってから、週間予報ではちょっと寒くなる時期が続くようですけども、順調な作業ができればいいのかなと思っております。

今日は、この総会の後、今まで大変お世話になりました山口係長が、送別会、そして今度、山口係長のあとに来ます、佐藤係長の歓迎会ということでご案内したところ、皆様の出席をいただきました。ありがとうございました。

山口係長には、農林課から農業委員会に来ていただいて、私はこんなに、農地法に関して詳しい人がいるのかというぐらいびっくりしたことがありました。わからないことがあれば山口君に聞けば大体が分かると、そんな感じで、ずっと頼りにしたわけです。今回の異動で、文化スポーツ課文化振興係長ということで、町民センターに赴任することになります。

今度、山口君のかわりに、建設水道課より佐藤衡一さんが、見えられます。明日から、我々委員会に対しても、お世話になるかと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思っております。

あまり長く話しますと、この後の歓送迎会でしゃべることがございませぬので、この辺にしておきたいと思っております。今日はですね、あまり案件も少なく、短時間のうちに終わるのかなと思っております。以上で挨拶とかえさせていただきます。お願ひいたします。

農業委員会事務局職員の任命を次のとおり行う。

人事発令日 令和3年4月1日。

係長 山口祐弥 発令事項は 美瑛町に出向を命ずる。

以下、人事発令日は同様でございます。

係長 佐藤衡一 美瑛町農業委員会事務局職員に任命する。

庶務係長を命ずる。

以上です。

- 議 長 発言はないと思いますので、以上で報告第1号を終わります。
- 議 長 日程第5、報告第2号、公共用地取得について（報告）。事務局から報告をお願いします。
- 事務局 報告第2号 公共用地取得について（報告）。
公共用地取得について、美瑛町長から次のとおり報告書の提出があったので、報告するものです。
議案に同封しましたこちらの資料をご確認願います。
令和2年度の用地買収につきましては、4路線で、70筆、合計面積は4,775.46㎡となっております。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の報告第2号について、発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
- 議 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、解除条件付使用貸借の件を議題とします。
議案第1号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（解除条件付使用貸借）。
農地法第3条の規定による農地の解除条件付使用貸借権設定申請のあった、貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■の許可の可否について審議を求めるものです。
こちらにつきましては、機械、労働力、技術、通作距離等は問題ないことを確認しましたが、農地法第3条第2項の第2号に該当する特殊案件になります。農地所有適格法人以外の一般法人が農業に参入する場合は、農地法第3条第3項の各号のとおり、①貸借契約に解除条件が付されていること、②地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、③業務執行役員または重要な使用人が1人以上農業に常時従事することの3つの要件を満たす必要があります。

定款が表紙となっているこちらの資料審査と貸主・借主双方の聞き取りから、これらの3つの要件すべてを満たしており、許可相当になるものと考えます。また、農地法第3条第5項及び第6項にて「農業委員会は第3項の規定により第1項の許可をする場合には毎年農地の利用状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件をつけるものとする」とあるため、その旨の条件をつけての許可となります。

番号1番、土地の表示、字名、[REDACTED]、地番、[REDACTED]、1筆、面積31,849㎡につきましては、貸主 [REDACTED] さんから借主 [REDACTED] への解除条件付使用貸借権設定申請です。申請箇所はJR美瑛駅から [REDACTED] に約5kmの箇所で、権利設定の理由は、貸主は自身が役員を務める [REDACTED] へ解除条件付使用貸借により貸し付けたい。借主は事業拡大に伴い、利用者の働く場所作りの一環として農業へ参入したい、とのことです。

詳細につきましては、議案の3ページとこちらの資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります [REDACTED] 委員から補足説明をお願いします。

○ [REDACTED] 委員 こちらの土地につきましては、事務局からの説明のとおりで、[REDACTED] さんの住宅裏の農地を娘の [REDACTED] さんが代表を務める [REDACTED] に解除条件付で、使用貸借を結ぶものです。

[REDACTED] は、平成29年、[REDACTED] 地区を拠点に、地域の子供、障害者、高齢者など、世代を超えて、誰もが気軽に交流できるような居場所をつくることを目的として設立されました。町内では障害者福祉事業を展開しています。これらの法人の施設利用者がトマトの収穫やいもの手掘り作業、袋詰め作業等の農作業に携わることで、利用者個人の特性に応じて、幅広くサービスの中から、労働機会を選択することが可能になります。

実際の農作業に当たっては、[REDACTED] さんと息子の [REDACTED] さんも指導に入るといふことで聞いております。何ら問題がないと考えております。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 1 号、番号 1 番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第 7、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第 2 号、番号 1 番について、事務局から説明をお願いします。
ます。
- 事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（使用貸借）。
農地法第 5 条の規定による転用許可申請のあった、貸主 ■■■■■さん、借主 ■■■■■の許可の可否について審議を求めるものです。
番号 1 番、字名、■■■■■、地番■■■■■、地目、登記簿・現況ともに田。面積は 9,576 ㎡。申請箇所は JR 美瑛駅から■■■■■に約 2 km の箇所で、土地所有者 ■■■■■さんで、転用計画者の■■■■■による穀類種子調製施設（種子センター）の建設のための使用貸借権設定の転用許可申請です。
■■■■■が、国の補助事業を活用して、美瑛町に種子センターを建設し、点在している各施設の再編集約と高性能調製機械を導入することで、操業期間の短縮が図られ、集出荷コストの削減と高品質種子の供給により上川管内で作付けされる小麦・豆類の生産性の向上が期待されるとともに優良種子産地の確立を目指すものです。
申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地域内ですが、農林課にて農業用施設用地に変更済みで、農地法第 5 条第 2 項の規定による転用であり、昨年の 1 2 月総会に調査班 1 班の現地確認で、周辺農地や周辺環境に影響はないとご確認いただいたことから、転用はやむを得ないと認められます。
転用面積が 30 a を超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への意見聴取を行う案件となります。また、都市計画区域内でもあることから、現在建設水道課にて手続き中の開発許可と同日付での農地転用許可となります。
詳細につきましては議案の 4 ページとこちらの資料をご確認ください。
以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局より説明があったとおりでございます。この場所については、12月に一班で確認済みでございます。地域住民との問題点とか、そういったものも解消されてございますし、美瑛町にとっても重要な施設と考えますので、どうぞご審議の程よろしくをお願いします。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和3年4月5日公告予定分の件を議題とします。
番号1番から11番までについては一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号、農用地利用集積計画（案）について（令和3年第3回令和3年4月5日公告予定分）。
■■■■さん外10件（改善組合承認済み）から利用権の設定等（所有権の移転2件、賃貸借9件）について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
番号1番につきましては、■■■■さんの離農に伴う売買です。
番号1番、■■■■さんから、■■■■さんへ、
■■■■さんへの売買、田1筆、畑3筆、計102,406㎡、11,000,000円で10aあたり田150,000円、畑103,600円です。
番号2番につきましては、売り手の経営縮小による売買です。
番号2番、■■■■さんから、■■■■さんへ、
■■■■さんへの売買、畑6筆、計123,860㎡で、15,585,800円。10

a あたり 126,000 円です。

番号 3 番から 6 番につきましては、賃貸借期間の更新となります。

番号 3 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、田 3 筆、計 20,175 m²、227,640 円で 10 a あたり 11,000 円です。期間は 5 年間です。

番号 4 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、田 2 筆、計 7,444 m²で、84,480 円。10 a あたり 11,000 円です。期間は 3 年間です。

番号 5 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、田 2 筆、計 18,797 m²。210,960 円で 10 a あたり 11,000 円です。期間は 5 年間です。

番号 6 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、田 3 筆、計 23,765 m²、260,400 円で 10 a あたり 11,000 円です。期間は 5 年間です。

番号 7 番につきましては、受け手の経営規模拡大による賃貸借です。

番号 7 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、畑 1 筆、29,221 m²、116,000 円で 10 a あたり 4,000 円です。期間は 3 年間です。

番号 8 番、9 番につきましては、公社の事業に載るまでのつなぎの賃貸借となります。

番号 8 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、畑 3 筆、計 44,136 m²。154,000 円で 10 a あたり 3,500 円です。期間は 1 年間です。

番号 9 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、畑 2 筆、計 70,858 m²、132,000 円で 10 a あたり 1,900 円です。期間は 1 年間です。

なお、■■■■さんは新規就農者ですので、資料として、5 カ年計画書、地域からの推薦書を添付しております。

番号 10 番、11 番も同じく■■■■さんの新規就農に係る賃貸借です。

番号 10 番、■■■■ ■■■■さんから、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、畑 2 筆、計 18,979 m²、45,000 円で 10 a あたり 2,400 円です。期間は 5 年間です。

番号 11 番、■■■■ ■■■■から、■■■■ ■■■■さんへの賃貸借、畑 16 筆、124,828 m²、374,000 円で 10 a あたり 3,000 円です。期間は 5 年間です。

以上、

設定を受ける者 11 件、6 名、1 法人

設定をする者 11 件、7 名、1 法人

田 11 筆 78,661 m²

畑 33 筆 505,808 m²

計 44 筆 584,469 m² です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第 3 号、番号 1 番から番号 1 1 番までについて質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 3 号、番号 1 番から番号 1 1 番までについて、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第 9、議案第 4 号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画についての件を議題とします。

議案第 4 号について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について。

農業委員会等に関する法律第 3 7 条の規定に基づき、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた評価・点検及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、審議を求めるものです。

別添の資料をご覧ください。評価及び計画の概要について説明させていただきます。

まず、令和 2 年度の評価についてご説明します。1 ページをお開きください。「1 の農業委員会の状況」の「1 農業の概要」につきましては、農林業センサスの数字に基づき、美瑛町農業の概要を記載しております。農地台帳面積と経営耕地面積との違いについては、農地台帳は固定資産データにおける農地面積を合計したものであり、農林業センサスにおける 経営耕地面積は統計上の調査データであることから、差異があります。「2 の農業委員会の現在の体制」につきましては、記載のとおりです。

2 ページ。「2 担い手への農地の利用集積・集約化」の「1 現状及び課題」並びに「2 令和 2 年度の目標及び実績」につきましては、令和 2 年度の集積実績を算出根拠とし記載しております。「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、美瑛町では各地区の改善組合が中心となり農地の流動化に努めていることから記載のとおりといたしました。

3 ページをお開きください。「3 新たに農業経営を営もうと

する者の参入促進」の「1 現状及び課題」並びに「2 令和2年度の目標及び実績」につきましては、令和2年度の新規参入者、2 経営体を記載しております。「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」については、美瑛町では農業振興機構が中心となり新規就農者支援に努めていることから記載のとおりといたしました。

4 ページの「4 遊休農地に関する措置に関する評価」及び5 ページの「5 違反転用への適正な対応」については、遊休農地は利用状況調査の結果を記載。違反転用案件は0とし、今後も農地パトロール等を引き続き行い、遊休農地違反転用の発生防止に努める旨記載しております。

6 ページの「6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」から8 ページの「8 事務の実施状況の公表等」については令和2年度の各種業務の状況を取りまとめたものを記載しております。

9 ページからの令和3年度の計画については前年度と同様の活動計画を記載しております。

この内容にて、令和2年度の評価、令和3年度の計画として決定頂ければ、今後、町のホームページにて公表させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第3回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和3年3月31日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

大 場 男

美瑛町農業委員

佐 藤 千代志